

★毎月13日は県内一斉消毒の日です。消毒実施状況の再確認を！

令和8年2月発行 No.7-20（家きん）



埼玉県川越家畜保健衛生所

電話：049-225-4141

（夜間、土日祝日は緊急携帯に転送）

FAX：049-226-9653

Eメール：r254141@pref.saitama.lg.jp

## 家畜衛生だより

### 「大臣指定地域（家きん）」が公表されました！

💡 令和7年9月、家畜伝染病予防法施行規則改正により、家きんの飼養衛生管理基準に「大臣指定地域」が規定され、令和7年12月25日に**全国の該当地域が公表**されました。

#### 大臣指定地域とは...？

家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられる地域を農林水産大臣が指定するものです。

地域内の農場には、伝染病発生及びまん延防止のための取組が求められます。

### 貴農場は大臣指定地域内にあります

下記の取組内容をご確認いただき、対策の検討や準備をお願いします。

### 大臣指定地域の家きん所有者が遵守すべき取組

#### ✓ 消毒等の実施に備えた措置（飼養衛生管理基準の項10）

家畜伝染病予防法第30条（県による消毒命令）に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、**消毒薬の備蓄や塵埃対策等の準備**をしてください。

- 👉 最低限1回の家きん舎周辺の消毒（動力噴霧器による消毒薬散布等）に必要な量を確保しましょう。
- 👉 塵埃対策（不織布フィルターの設置等）によって家きんの健康を害するおそれがある場合は、準備をしなくても不遵守とはなりません。

#### ✓ 農場周辺の状況把握（飼養衛生管理基準の項21）

**農場周辺の野鳥の生息状況等を把握**し、農場内に野鳥が留まる場所や飛来場所がないかを確認した上で、**野鳥誘引防止策を実施**してください。

また、農場敷地外についても、地域ぐるみで実施するべき**野鳥誘引防止策を検討**してください。

農林水産省HPに「飼養衛生管理基準」と「飼養衛生管理基準の指導の手引き」が掲載されています。  
右のQRコードからご確認ください。



